

# 厚木市附属機関の設置に関する条例の一部改正の概要について

市長の諮問に応じ、調査審議等を行う機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関について、統合を行うため、厚木市附属機関の設置に関する条例等の一部を改正するものです。

## 1 条例改正の内容

### (1) 厚木市総合計画審議会と厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の統合

ア 改正区分

統合

イ 改正理由及び改正内容

総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化することに伴い、設置目的を「総合計画の策定について市長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。」から、「総合計画の推進について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。」に改正するものです。

ウ 委員の数

15人以内

### (2) 厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の廃止

ア 改正区分

廃止

イ 廃止理由

「厚木市総合計画審議会」と「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」を統合することに伴い、廃止するものです。

### (3) 附則による厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

ア 厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の廃止

会長及び委員の報酬の額（日額）に関する規定を削除するものです。

（ア）会長 8,800円

（イ）委員 7,800円

## 2 条例施行日

令和8年6月1日

### 【参考】地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、自治紛争調停委員、審査会、審議会、調査会その他調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。